関西自然保護機構会報投稿規定

刊行の趣旨

関西自然保護機構会報は関西自然保護機構の機関誌であり年2回刊行され，広く自然保護に関連する論文（原著，論説，短報）・提言・随想・書評・会記などを掲載する。

投稿資格

投稿報文の著者は会員に限る。ただし，共同執筆者には会員以外のものを含むことができる。なお，編集委員会が認めたときには，会員以外からの特別寄稿を受けることがある。

原稿の受付

報文の原稿は，この規定に従って書かれ，かつ直ちに印刷に付し得る状態になっていなければならない。また編集委員が校閲し，必要に応じ，著者に修正を求めることができる。原稿の部数は本文，図，表とも1部とする。

原稿の送付先　〒546 大阪市東住吉区長居公園1－23　大阪市立自然史博物館気付
関西自然保護機構会報編集委員会

原稿の長さ

報文の長さは原則として，原著については原稿用紙25枚以内とする。ただし，編集委員会が認めたときはこの限りではない。

原稿の用紙と書き方

原稿は，A4版縦長の横書き用400字詰原稿用紙を用いること。日本語ワード・プロセッサーを使用する場合は，同大の用紙を用い，一行22字，一頁16行，行間はダブル・スペース以上とすること。

第1枚目の上半分には表題と著者名と所属までを書く。下半分には投稿報文についての連絡者氏名・住所・電話番号・必要別刷数を朱書きする。

報文の構成

原著・論説・短報の構成は表題，著者名，所属，本文，文献（論説にない場合があってもよい）とする。謝辞は原則として序文にあたる項目の最後に記すこととする。

生物名・岩石名・単位など

動物・植物の和名は片仮名書きとし，学名はイタリックを指定すること。岩石・鉱物名は漢字とする。単位はメートル法（MKS単位系）による。

文献の引用

本文中での文献の引用は次の例に従う。また3名以上のものについては「・・・ほか」または「・・・et al.」とすること。

最近，松田・品田（1985）は，カワセミが・・・・・・・特に銅において著しかった（小林，1984；渡辺，1985；布谷，1985，1986a，1986b）。

引用文献

文献は原則として本文中に引用されたものに限り，かつ引用されたものすべてを記さなければならない。文献の配列の順序は原則として著者名のアルファベット順とする。また，著者が同一のものについては発表の年代順とし，同一著者の同一年のものについては年号のあとにアルファベットを付して1986a，1986bのように区別する。各文献は下記の例にならって記載すること。

有田八郎．1981．野鳥とスズメの個体数比率による自然度の判定．関西自然保護機構会報，(6)：1−6.

川内　博．1985．東京におけるコゲラ・アオゲラの平地部進出について．日本大学豊山中・高等学校研究紀要，(16)：1－21.

――― ・金子凱彦．1984．帰ってきたカワセミ．どうぶつと動物園，36：48－51.

LACK, D. 1968. Ecological adaptation for breeding in bird. 12＋409pp. Methuen, London.

マックスウェル，K. E. 1974（小泉明ほか監訳，1974）．生命の環境・下．604pp．講談社，東京.

前田保夫．1980．臨海平野の表層部に残る縄文海進の記録．月刊地球，2(1) 1－6.

中村登流．1973．鳥獣の世界から．「自然保護を考える」（信州大学教養部自然保護講座編），95－113.　井立出版，東京.

山岸　哲．1975．アンケート法による長野市における15年間のツバメの個体数変動．野鳥，40：74－83.

――― (YAMAGISHI, S.) 1981. Effect of parents' age class on breeding success of the Meadow Bunting *Emberiza cioides*. (AVES : EMBERIZIDAE). Jap. J. Ecol., 31 : 117－119.

表

表は１つずつ別紙に書き，１表の大きさは原則として１ページに印刷できる限度以下とする。表の説明はその上部にまず「表１.」と書き，ついで表題をあげたのち，本文を読まなくても理解できる程度に説明を加えること。なお本文中にその表を置きたいおよそ位置の原稿右欄外に「表１.」のように朱書きすること。

図

図（写真を含む）はできるだけ少数にとどめ１つずつ別紙に書く。図はそのまま製版できる状態でなければならない。

図は印刷されるときの大きさの1.5倍ないし２倍大（長さで）に書く。薄手の用紙に書いた場合は白色の厚手台紙に貼ること。また上端欄外に図の番号と著者名を朱書きする。図の説明は別紙にまとめて書き，その紙に本文に続く通しページ数を打っておくこと。各図の説明は，まず「図１.」のように書き，ついで表題をあげたのちに，本文を読まなくても理解できる程度に説明を加える。なお本文中にその図を置きたいおよその位置の原稿右欄外に「図１.」のように朱書する。

別　紙

別刷りの希望数は表紙の所定の位置に朱書する。別刷りは50部までを無料とし，それを越える場合は実費を著者負担とする。

校　正

報文の校正は原則として，第１校のみ著者が行う。第２校以降は編集委員の責任において行うものとする。

校正は印刷のミスのみについて行うものとし，本文や図表を変更することは原則として認めない。

規定の適用・掲載・改訂など

この規定は，関西自然保護機構会報№14（1987）に掲載される論文から適用する。この規定は会報の寄数号に掲載する。

この規定の改定は編集委員会の議を経て，理事会の承認を得て行うものとする。